

介護予防訪問サービス		単位数	負担割合証		
			1割	2割	3割
要支援1・2 事業対象者	訪問型独自サービスⅣ 週1回程度 (1月に3回までの時)	268 1回につき	345	690	1035
	訪問型独自サービスⅠ 週1回程度 (1月に4回以上の時)	1176 1回につき	1510	3020	4530
要支援1・2 事業対象者	訪問型独自サービスⅤ 週2回程度 (1月に7回までの時)	268 1回につき	345	690	1035
	訪問型独自サービスⅡ 週2回程度 (1月に8回以上の時)	2349 1回につき	3016	6032	9048
要支援2 事業対象者	訪問型独自サービスⅥ 週3回程度 (1月に11回までの時)	287 1回につき	345	690	1035
	訪問型独自サービスⅢ 週3回程度 (1月に12回以上の時)	3727 1回につき	4786	9572	14358
訪問介護サービス(要介護1~5)		単位数	負担割合証		
			1割	2割	3割
生活援助2Ⅱ	生活援助 20分以上45分未満	201	259	518	777
生活援助3Ⅱ	生活援助45分以上	248	319	638	957
身体介護01Ⅱ	身体介護 20分未満	184	215	430	645
身体介護1Ⅱ	身体介護 20分以上30分未満	275	353	706	1056
身体介護2Ⅱ	身体介護 30分以上1時間未満	436	560	1120	1680
身体1生活1Ⅱ	身体介護30分 生活援助20分以上45分未満	349	448	896	1344
身体1生活2Ⅱ	身体介護30分 生活援助45分以上70分未満	422	543	1086	1629
身体1生活3Ⅱ	身体介護30分 生活援助70分以上	496	637	1274	1911

#### 加算(減算)項目

- ご利用料金は、特定事業所加算Ⅱ(訪問介護サービス10/100)介護職員処遇改善加算Ⅰ(所定単位数の137/1000)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(所定単位数63/1000)地域区分による報酬単位(1単位10.70円)を反映したものです。  
※上記金額については、ご利用の回数によって1円未満の単数計算により誤差が生じます。
- 初回の月のみ200単位加算されます。
- 当事業所と同一の敷地内に居住する利用者様にサービスを行った場合(通常料金の90/100となります)
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。